時事新報

軍事公債募集の時機

高の知れたる臺灣の賊賊、何程の事をか為し得んと思ひの外頑強に抵抗して征討も果敢々しく其功を奏せず今は數萬の大軍、賊徒と相對すれども全く鎮定するまでには尚ほ數ヶ月を費す可く隨て其費用も少なからずして今後數千萬圓を要するのみならず善後策の費用も豫め定め難きが為め議會の協賛を求るに由なくかた〴〵以て或は軍事費の內より支辨するの必要を感ずるみともある可しと云ふ左れば今後臺灣に要する軍事費は莫大の額に上るみとゝして其出處は何れよりするか國庫の剩餘金も特別會計の操替金も殆ど是れまでに募集したる軍事公債金も征淸役に用ひ盡して今尚ほ日本銀行に一千何百萬圓の借財ある程の次第なれば目下國庫に餘有のある可き箸なし國庫に餘有なければ前記の需用に應ぜん為めには公債を募集するか又は更に日本銀行より借り入るゝの外ある可からざれども同銀行にては目下既に五分税付の兌換券一千幾百萬圓を發行し居る次第なるに此上更に幾千萬圓の大金を同行に求めて益々制限以外の兌換券を增發せしむるは事態甚だ面白からず左なきだに騰貴の一方に向へる物價は為めに愈々激騰して止まる所を知らず細民は衣食に窮すると共に既に熱したる企業熱は一層激發して怪しき會社は雨後の筍の如く諸方に勃興して遂に經濟社會の安寧を害るの虞ある其上に公債を募れば五分の利にて濟む可きものを日本銀行より借入るゝときは七分の利を拂ふの約束なるが故に政府は二分の金利を損せざるを得ず旁々以て借入を不得策とすれば公債募集の一法あるのみにして募集の時機も亦今方さに妙なりと云ふ其次第を述べんに日清戰爭の為め莫大の金を費したれども其費額の內より外國に出でたるは一小部分にして他は悉く民間に落ちたるのみならず外戰一年の間、內國に起る可き一切の事業は先づ中止の姿にして恰も國民の財力を養ひ上下一般勤儉を旨として貯へ得たる金錢も全國を通算すれば莫大の數に上るみと疑ふちん其上に近來外國貿易は未曾有の好況を呈して輸出入共に繁昌を極むるが中にも貿易品の第一位を占る生絲の如きは一千圓以上の高價を現はし隨て逐行きも甚だ活潑にして隨て集まれば隨て賣れ曾て在荷の堆積を見ざるほどなれば戰爭中船舶買入れ等の為め海外に出でたる金錢も次第に復歸の勢を示して金融日に緩慢を告げ諸銀行ともに利率を引下げて二錢一二厘の安日歩も尚ほ借用の客なきに苦しみ九十五圓にて賣出したる軍事公債は百二三圓の高價を示し株券は騰貴し賃金は增加し米價も本年の作柄は例外の上出來にも拘はらず九圓何十錢の高價を保つが如き何れも金の豐なるを證するものなれば此時を空ふせずして公債の募集に着手するは巧に時機に乘ずるものと云ふ可し十一月に至れば五千萬圓の償金も入手する筈なれども是れは軍備擴張、特別會計繰替金の返却等別に用途もあれば必ずしも當にす可らず且つ目下募集中なる諸會社の株金拂込は追々切迫の時節と為ん夫れ是れの事情を察するに金融は今日よりも[illegible]に赴くの時も[illegible]旁々臺灣の事に關する一切の費用は之を公債募集に訴へて即決實行せんみと我輩の切望する所なり

雜錄

○京城特報

小原生特報

三度服制の改革を行ふ　九月二十八日

我政府が朝令暮改の弊を竊嘆したるにも拘はらず遂に三度服制の改革を行ひたり而も其大概は舊に復したるを以て漢城々內復々長袖岸々たる貴公子を見るも近日の內なるべし之を要するに今回改革の本旨たる、兩班と常人との間に區別を設け一見服裝に據りて其階級を明にせんとの意なるを以て其改革は重に朝臣のみに限りたるものゝ如し今其全文を左に譯載す但し明日の官報號外を以て發布せらるゝものなりと云ふ

朕朝臣以下服章式を裁可して左の如く頒布せしむ

一朝服及祭服は舊の如し

一大禮服は黑團領、紗帽、品帶、靴子
凡動駕の時と慶節、問安、禮接の時に於て着用するものとす

一小禮服は黑盤領、窄袖袍、紗帽、束帶、靴子
大禮服を着用すべき時又は私に謁見する時に用ゆ

一通常服色は便に從ひ周衣禮襪絲帶とす
內外官仕進の時は則ち碍げなしと雖進見の時は之を着用するを得ず士庶人の服色は隨意なれども廣袖を用ゆるみとを得ず又禮服外は務めて儉約を主とすべし

開國五百四年八月十日奉勅
宮內府大臣署理　李範晉
掌禮院卿　趙秉稷

承政院再興の風說

昨冬十二月の改革前迄は承政院なる一衙門あり勅命の總て此の衙門を經て公布せられ都承旨、左承旨、右承旨左副承旨、右副承旨、同副承旨等の吏員ありて權勢を恣にしたりしも今は政令一途の大旨に戾るとて改革第一着手に之を廢し爾後政令は必らず議政府(今の內閣)より出すみとゝなし以て今日に到りし處如何なる故にや宮中に於ては又々承政院を再興せんとの議ある由而して其理由とする所は今日の如く大君主陛下より直接に內閣に王命を傳ふるときは宮中に於て往々不都合を感ずるみとありて面白からず故に大君主陛下の秘書課とも云ふべき承政院を再興し萬般の王命を本院に於て掌るときは大に便なるものあらんと云ふに在りとぞ我輩は今更其是非得失を賛せず唯折角の改革を宮中に於て着々蹂躙せらるゝみとを惜むのみ而して是等復舊說の續出は以て宮中と內閣との關係如何を窺ふに足るべし顧ふに韓廷今後の成行、不可思議千萬の妙相を呈せん歟想の外なきなり

閔泳駿、遠からず入京せん

閔泳駿の春川に赴きたるは其老親及家族に對面せんが為めにして格別政治上の意味あるにはあらざる由なれば其歸京も敢て遠きにあらざるべく之を泳駿の從者に質したるに多分盆前後なりと答へたりと朝鮮の盆は韓曆八月十五日なれば蓋し數日間內に歸來するならん歟

入京後の閔泳駿

閔泳駿の進退に就ては區々の風評あり或は特進官となるべしと云ひ或は軍相となるべしと唱ふ然れども愈々任命の發表ある迄は決して的にすべからず隨て茲に斷言するみと能はざれども兩三日前宮中よりの內命は內相か度支相の內其一を撰べとのみなりしと云ふ而して其內命ありしは確なりと

謝恩大使出發期日

謝恩大使李載純氏は愈々來月三日頃出發する豫定にて目下支度中なりと云ふ

匪徒動靜の詳報

匪徒の動靜に就ては屢々報道せしが今又其詳報の其筋に達したるを見るに左の如し

一、七月三十日(陽曆九月十八日)白衣の賊北より來りて長壽山城に入り以て城門を扼守すと云ふ

一、八月一日(陽曆九月十九日)山城の鎮民酒肆の為め出で來りしを以て詳に賊狀を聞ひしに賊の人數は總て八十二名にして皆白衣を着け領將一人は甚だ勇壯なる由にて獨り鎮衛に居て雜人の入るを禁じ又安一人あり大に勇力ありと云ふ六連發銃二挺を所持し丸一駄あり粮米は銀錢一駄程買入れて民の錢穀は聊も掠奪する事なく自ら淸兵の前驅なりと稱し東學黨にても來附せんと欲する者は來るべしと唱道するを以て鳳山郡中鳳儀包(包とは黨派を云ふが如き意にして東徒の用字なり)の接主辛哥なる者各包に敬通(回章)して先づ山城に入りしと云ふ

一、鳳儀包の接主辛權なる者載寧なる下韋坊の壽東包の西北路火砲領將たる梁永錫に暗通して本月五日(陽曆二十三日)迄に暗地に起包(猶興黨と云ふが如し)せよと云ふ

一、梁永錫の勇力人に過ぎ山北山南にて西北路の都領將と推出して磋跎無雙なりと云ふ

一、鳳儀包接主の回狀左の如し

敬八道

右今為敵讐事黃平兩道々人淸兵迎接今初五日內齊會于長山城趁期包入于山城為乎乙事

年　月　日踏印　鳳儀包接主辛着啣
西北路火砲都領將梁永　前
壽東包

一、七月二十九日(十七)夕陽頃四十名の賊軍器四駄火藥一駄彈丸一駄を長壽山城に輸入し二日夜に七十名丈入り三日百名青紅の旗と鐘鼓を持て山城に入り去れりと云ふ

一、平安道祥原と三登地方とは已に掃蕩せりと云ふ

一、彼の徒中に海州の住人ありて其有する所の家畜を賣り其中に曰く本月十日(二十八日)天を祭り十一日直に海州府に入る筈なれば家眷は速に難を避け出づべしと云々

○四川省の暴動に就て淸帝の上諭

四川省の暴動に付き英國公使オーコンノル氏は支那政府に對して嚴談する所ありしが終に去月二十九日淸帝は上諭を發して前四川省總督劉秉璋の官を奪ひ再び官吏に登用す可からずと命じ以て同總督の罪を明にし又他の下級官吏をも夫れ〴〵處罰す可き旨議奏せしめ今北支那日々に揭ぐる右の上諭文なりと云ふを見るに其要左の如し

諸外國民の設立せる教會堂に對しては特別の保護を加へ外國人民と耶蘇教信徒と相親和して安穩に生活せしむるの注意を盡す可からずと警告を發して地方官を嚴に戒飭せるは既に屢々なりしに意外にも本年五月(淸曆)四川省成都府に於て不逞の莠民徒起り地方の教會堂を毀し教會堂その他耶蘇教徒の財産を破壞せり之を初めとして同省內には又所々に匪徒現はれ益々暴行を逞ふするに至りしは即ち當局官吏が地方人民を統御するの術を知らず又暴動を未發に制止するの策なく[illegible]するは無論、殊に暴動の起りし際に當